

久住第二小学校跡地地区地区計画運用基準

1. 目的

この運用基準は、成田都市計画久住第二小学校跡地地区地区計画（以下「地区計画」という。）の都市計画決定に伴い、地区整備計画に規定する事項に関する運用の基準を定めることにより、適正かつ健全な土地利用を図ることを目的とする。

2. 適用区域

この運用基準は、地区計画を定める区域内について適用する。

3. 建築物等の用途の制限

本地区は、久住第二小学校の跡地であり、現在利用していない学校跡地を有効活用し、地域振興に資する適切な土地利用を誘導するため、地区計画を定める。

豊かな自然環境や空港に近い地域の特性を生かし、新たな賑わいを創出するため、土地利用の方針を踏まえ、次のように建築物等の用途の制限をする。

次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。ただし、市長が公益上必要と認め たものはこの限りではない。

- (1) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの
- (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（当該地区内の施設従事者等のために設置されるものに限る。）
- (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの
- (4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの
- (5) 体育館、水泳場又はスポーツの練習場でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの
- (6) 集会場
- (7) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第一号に該当する営業に係るものを除く。）
- (8) 公衆便所、休憩所
- (9) 自動車車庫
- (10) 前各号の建築物に附属するもの

4. その他

この運用基準の施行に関し、新たに生じた事項については、別に定める。

附 則

この運用基準は、都市計画決定の日から施行する。